



2026年2月13日

各 位

会 社 名 大 幸 薬 品 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 柴 田 高
(コード番号：4574 東証プライム)
問 合 せ 先 コーポレート本部 経理部長 中 條 亨
(E-mail: ir@seirogan.co.jp)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年3月27日開催予定の第80回定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更の件について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役を選任できる旨の規定について、変更案第19条（選任方法）第4項を新設するものであります。また、補欠の監査等委員である取締役の予選に係る決議が効力を有する期間を定めていないことから、監査等委員である取締役の任期と、補欠の監査等委員である取締役の予選に係る決議が効力を有する期間が一致しておりません。そのため、補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間を、監査等委員である取締役の任期に合わせるべく、変更案第20条（任期）第4項を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
(選任方法) 第19条 1.～3.（条文省略） (新設)	(選任方法) 第19条 1.～3.（現行どおり） <u>4. 当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u>
(任期) 第20条 1.～3.（条文省略） (新設)	(任期) 第20条 1.～3.（現行どおり） <u>4. 前条第4項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 2026年3月27日

定款変更の効力発生日（予定） 2026年3月27日

以上